



# 埼玉県報

第 699 号  
令和 8 年(2026 年)  
3 月 6 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

### 告示

- 令和 7 年度総務事務システム機能改善改修等業務委託（第 2 次改修分）に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 大里用水土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 幸手都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- さいたま都市計画公園の事業計画の変更の認可（公園スタジアム課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 宮代町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第一課）
- 措置通知の公表（監査第一課）
- 特定事務監査結果の公表（監査第一課）

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第7号中「保護」を「開示請求等事務」に改める。

第12条第8号中「企画・国際調整室」を「企画調整室」に改め、同条第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 国際調整室に関する事。

第14条第5号中「現任教養推進室」を「教養推進室」に改める。

第15条第5号中「健康管理指導室」を「健康安全管理指導室」に改める。

第22条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

第27条第6号中「指名手配被疑者の追跡捜査を含む。」を「捜査支援課の所掌に属するものを除く。」に改める。

第28条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指名手配被疑者の追跡捜査に関する事。

第34条を次のように改める。

（組織犯罪対策総務課）

第34条 組織犯罪対策総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪（匿名・流動型犯罪グループを含む。）の取締りに関する企画、管理、指導及び調整に関する事。

(2) 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の捜査に関する事。

(3) 組対・匿流情報分析室に関する事。

第46条第1項を次のように改める。

（警備部の分課）

第46条 警備部に、次の6課及び1隊を置く。

警備総務課

公安第一課

公安第二課

警備第一課

警備第二課

外事課

機動隊

第49条を削り、第48条を第49条とする。

第47条中第1号を削り、第2号中「こと（）」の次に「警備総務課、」を加え、「公安第三課」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「こと（）」の次に「警備総務課、」を加え、「公安第三課」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号から第11号までを削り、同条を第48条とし、第46条の次に次の1条を加える。

（警備総務課）

第47条 警備総務課については、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察の運営に関する企画及び調査に関すること。
- (2) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (3) ローン・オフエンダー等対策に関すること。
- (4) サイバー攻撃に関する警備情報及び警備犯罪の取締りに関すること。
- (5) 警備指導室に関すること。
- (6) 部内の公文書類の審査に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の所掌に属しないこと。

第50条の見出し中「警備課」を「警備第一課」に改め、同条各号列記以外の部分中「警備課」を「警備第一課」に改め、同条第2号中「地域総務課及び危機管理課」を「鉄道警察隊及び警備第二課」に改め、同条第9号を削る。

第50条の2の見出し中「危機管理課」を「警備第二課」に改め、同条各号列記以外の部分中「危機管理課」を「警備第二課」に改め、同条第1号中「警備課」を「警備第一課」に改め、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 航空隊に関すること。

第54条第2項中「情報通信技術に係る情報セキュリティ対策及び指導に関する」を「次の」

に改め、次の各号を加える。

- (1) 情報通信技術に係る情報セキュリティ対策及び指導に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関すること（文書課の所掌に属するものを除く。）。

第57条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「企画・国際調整室」を「企画調整室」に改める。

第57条の9を第57条の10とし、第57条の5から第57条の8までを1条ずつ繰り下げる。

第57条の4の見出し並びに同条第1項及び第2項中「健康管理指導室」を「健康安全管理指導室」に改め、同条第2項第2号の次に次の1号を加え、同条を第57条の5とする。

- (3) 職員の健康安全管理対策に関すること。

第57条の3の見出し及び同条第1項中「現任教養推進室」を「教養推進室」に改め、同条第2項中「現任教養推進室」を「教養推進室」に改め、「現任の」を削除し、同条を57条の4とする。

第57条の2を第57条の3とし、第57条の次に次の1条を加える。

（国際調整室）

第57条の2 警務課に国際調整室を附置する。

2 国際調整室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際関連施策の総合的企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 国際交流事務に係る企画及び調整に関すること。

第60条の5を第60条の6とし、第60条の4を第60条の5とし、第60条の3を第60条の4とし、第60条の2の次に次の1条を加える。

（組対・匿流情報分析室）

第60条の3 組織犯罪対策総務課に、組対・匿流情報分析室を附置する。

2 組対・匿流情報分析室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 組織犯罪（匿名・流動型犯罪グループを含む。）に係る情報の収集、分析及び資料の整備に関すること。
- (2) 組織犯罪（匿名・流動型犯罪グループを含む。）に係る犯罪インフラ対策（犯行ツール対策を含む。）に関すること。
- (3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）に関すること。

(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する調査等及び疑わしい取引に関する情報に係る犯罪の取締りに関すること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の指定に関すること。

第63条の3第1項中「警備課」を「警備第二課」に改め、同条を第63条の4とし、第63条の2を第63条の3とし、第63条の次に次の1条を加える。

（警備指導室）

第63条の2 警備総務課に、警備指導室を附置する。

2 警備指導室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警備警察の運営・管理に係る指導に関すること。

(2) 警備警察の犯罪捜査に係る指導に関すること。

(3) 警備警察の公判対応に関すること。

第74条を削除し、第73条を第74条とし、第72条を第73条とする。

第71条第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条を第72条とし、第70条を第71条とし、第69条の次に次の1条を加える。

（企画調整官）

第70条 警務部に企画調整官を置く。

2 企画調整官は、警視正又は警視の階級にある警察官をもってあてる。

3 企画調整官は、上司の命を受け、警察運営一般に関する総合的企画、調査及び調整その他特命事項に関する事務に関することを総括整理し、部下の職員を指揮監督する。

第71条の次に次の1条を加える。

（訟務官）

第71条の2 警務部に訟務官を置く。

2 訟務官は警視正若しくは警視の階級にある警察官又はこれと同等の職にある事務職員をもってあてる。

3 訟務官は、上司の命を受け、訟務に関する事務を総括整理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

埼玉県公安委員会規則第2号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる  
司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4号中「、同部公安第三課」を削り、「同部警備課」を「同部警備第一課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
令和7年度総務事務システム機能改善改修等業務委託（第2次改修分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年12月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 NTT データ東海 愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号
- 5 契約金額  
50,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人くまがや小麦の会

二 代表者の氏名

日向 美津江

三 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市中奈良千七百九十七番地一

四 失効日

令和八年三月四日

# 告示

## 埼玉県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、大里用土地利用改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	小沼浩之	埼玉県熊谷市下増田七十九番地
同	中田安雄	同 久保島千六百五十八番地二
同	富田彰男	同 小島三百七十六番地
同	夏目亮一	同 池上四百八十二番地
同	水野明	同 御正新田千百三十七番地五
同	石平伸一	同 村岡千七百六十七番地一
同	田口英樹	行田市大字持田五千八百四十六番地
同	杉田茂実	熊谷市小江川八百九十四番地
監事	三浦実	同 奈良新田五百七十四番地一
同	江守敏雄	同 上中条千二百三十二番地
同	久保勝	同 佐谷田三百五十九番地二
同	棚澤弘次	行田市大字下池守五百八十九番地一
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	塩原武夫	埼玉県熊谷市上奈良六百七十九番地一
同	中田安雄	同 久保島千六百五十八番地二
同	富田彰男	同 小島三百七十六番地
同	夏目亮一	同 池上四百八十二番地
同	水野明	同 御正新田千百三十七番地五
同	久保田修司	同 万吉二千二百二十七番地
同	田口英樹	行田市大字持田五千八百四十六番地
同	小沼浩之	同 熊谷市下増田七十九番地
同	久保勝	同 佐谷田三百五十九番地二
同	棚澤弘次	行田市大字下池守五百八十九番地一

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月六日

職名	氏名	住 所
----	----	-----

理事	今 井 義 郎	同 埼玉県羽生市上川俣千百四十二番地
----	---------	--------------------

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和八年関東地方整備局告示第五十七号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四百三十二番地

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・五・六十一号国納橋通り線

#### 四 事業施行期間

令和八年三月四日から令和十八年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿、宮代台一丁目及び和

戸二丁目地内

##### ロ 使用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿、宮代台一丁目及び和

戸二丁目地内

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一三―二五―二号

#### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字森田五百二十四番一外十九筆

#### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千三百六十六・六〇立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二四―二八―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県白岡市爪田ヶ谷字荻原三百九十七番八外十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百一立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和三年埼玉県告示第号二百二号で告示したさいたま都市計画公園事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二年一月三十日から令和十三年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県教委告示第六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年三月六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和八年三月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和七年度埼玉県指定文化財の指定等について

ロ その他

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十一号

令和七年十月五日執行の宮代町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和八年三月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

## 裁 決 書

審査申立人 南埼玉郡宮代町字東464  
横溝 昌一

審査申立人から令和7年11月27日付けでなされた同年10月5日執行の宮代町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件申立てを棄却する。

## 事案の概要

本件選挙の選挙人であった審査申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき、令和7年10月15日付けで宮代町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

これに対し、町委員会は、令和7年11月12日付けで本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

審査申立人は、原決定を不服として、法第206条第2項の規定に基づき、同年11月27日付けで当委員会に対し、原決定についての取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

## 審査申立人等の主張の要旨

### 第1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙に係る選挙公報（以下「本件選挙公報」という。）がポスティングされたのは、令和7年10月4日（土）との情報があり、期日前投票には間に合っていない。
- 2 本件選挙公報の配布漏れの確認を町委員会が怠った。
- 3 町委員会は選挙公報を公共施設に置いてあると言っているが、選挙があるのを知

らない町民は見ない。

- 4 各世帯にポスティングできなかった選挙は公平ではない。
- 5 過去最低の投票率だった原因は、本件選挙公報が配布されなかったことが大きい。
- 6 宮代町内に居住する審査申立人の知り合いの世帯にも配布漏れが生じていた。

## 第2 町委員会の主張

町委員会における原決定及び弁明書等に基づく主張を要約すると、次のとおりである。

本件選挙に係る選挙公報（以下「本件選挙公報」という。）は、宮代町選挙公報発行条例（平成10年宮代町条例第4号。以下「本件条例」という。）第5条第1項において、「選挙の期日の前日までに配布するものとする。」とされており、期日前投票の開始日までに配布することを義務付けていない。

本件選挙公報は、町委員会がポスティング業務を委託した業者（以下「受託者」という。）により、選挙期日の前日である10月4日（土）までに、宮代町内の住民票上の全世帯15,891世帯のうち15,848世帯に配布されている。

期日前投票開始日には、本件選挙公報の電子データを町公式ホームページに掲載したほか、期日前投票所においては、本件選挙公報を用意し、期日前投票に来られた方が閲覧できるよう補完措置を講じたことに加えて、本件選挙の告示日の翌日である同年10月1日には町内の各公共施設8箇所、町内の各郵便局3箇所及び町内の各駅3箇所に、選挙期日には町内の各投票所11箇所にも配架したところである。

受託者は連絡体制表も作成し、選挙期間中のポスティングを開始した日から選挙期日の前日までの間、午前9時から午後5時までは未達案件が生じた場合に配布できる体制としていたが、令和7年10月5日の選挙期日についても、配布員が午前9時から午後6時まで待機していた。

なお、本件選挙の期間中、町内の選挙人から、本件選挙公報が配布されていないという問合せや苦情等も一切なかった。

審査申立人の自宅に本件選挙公報が配布されなかった事実は確認できたものの、その事実のみをもって本件選挙の執行そのものが公職選挙法に規定する当選無効の事由に該当するほどの公平性を欠くものであったとは言えない。

## 争 点

およそ選挙争訟において、当選の効力に関する争訟（以下「当選無効争訟」という。）とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定した機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人とな

り得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う」ものと解されている（東京高裁昭和28年2月17日判決）ことから、審査申立人が主張する「本件選挙公報の配布漏れ」は、当選無効争訟の事由にはなり得ない。

しかしながら、法第209条第1項は、「当選の効力に関する異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合においても、その選挙が第205条第1項の場合に該当するときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。」と規定しているため、本件選挙が無効となるか否かについて、当委員会は職権により審理する。

そして、その審理の争点は、本件選挙公報の配布漏れがあつたか否か、また、配布漏れがあつた場合に、法第205条第1項の「選挙の規定」に違反し、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」があつたか否か、である。

#### 裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

町委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第30条及び同法第33条の規定に基づき、町委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めた。さらに、審査申立人から法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあつたため、令和8年2月12日に口頭意見陳述の機会を付与したほか、同日に審査申立人及び町委員会に対し職権で質問を行うなど、慎重に審理した。

審査申立人の主張について、順次判断する。

#### 1 当委員会が認定した事実

町委員会からの証拠物件（審査申立人から町委員会に提出された証拠物件を含む。）、町委員会及び受託者に対し、令和7年12月12日に実施した当委員会職員によるヒアリング並びに令和8年2月12日に当委員会が職権で行った質問から、次の事実を認定した。

町委員会は、令和7年9月12日、本件選挙公報18,000部を作成し準備の上、ポスティングの方法により宮代町内の住民票上の全世帯、15,891世帯を対象に配布することを受託者に委託した（証拠No.30）。

受託者の配布員は10月1日から住宅地図を利用して現場に赴き、目視で確認して

明らかに人が住んでいないと思われる建物を除き、全ての住宅にポスティングを行い、選挙期日の前日である令和7年10月4日までに、住民票上の全世帯の約99.7%となる15,848世帯に対し、本件選挙公報を配布した(証拠No.6、22、23)。

受託者は連絡体制表も作成し、選挙期間中も未達案件が生じた場合は配布できる体制としていたが、未達を申し出た者は、審査申立人のみであった(証拠No.6、32)。

なお、審査申立人は、選挙期日後の令和7年10月6日に、本件選挙公報の未達を町委員会に申し出ており、当委員会が、令和8年2月12日に審査申立人に対し職権で質問を行った際に、「投票期日の前日に、自宅に本件選挙公報が届いていないことを認識したが、翌日の投票期日には配達されるだろうと思い、選挙期日までに町委員会に未達を知らせなかった。」と供述している(証拠No.32)。

受託者の配布員は、実績報告として、ポスティングを行った住宅には、赤色で住宅地図の当該住宅にマーキングを行い、町委員会に提出した(証拠No.11、31)。

加えて、本件選挙の告示日である令和7年9月30日には、町委員会のホームページに本件選挙公報の電子データを掲載し、パソコンやスマートフォンでも閲覧可能な状態にするとともに、その翌日の同年10月1日には町内の各公共施設8箇所、町内の各郵便局3箇所及び町内の各駅3箇所に、選挙期日には町内の各投票所11箇所にも配架した(証拠No.6、15、16、22、23、25)。

## 2 当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟(以下「選挙無効争訟」という。)において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

同項にいう「選挙の規定に違反すること」とは、昭和61年2月18日最高裁判所判決において「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものとされている。

また、同項にいう「選挙の結果に異動を及ぼす虞」がある場合については昭和23年6月26日最高裁判所判決において、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである。」と判示されている。

本件選挙公報の配布については、本件条例第5条第1項が「選挙公報は、町の委員会が当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。」と規定しているところ、住民票上の全世帯の約99.7%となる15,848世帯に対し、本件選挙公報が配布されたものの、少なくとも審査申立人が属する世帯には本件選挙公報は配布されていない。

また、受託者の配布員は、目視で確認して明らかに人が住んでいないと思われる建物には本件選挙公報を配布しておらず、当該配布しなかった建物の中には、空家、空室等が多いと考えられるが、建物に人が住んでおり、かつ、未配布を申し出ていない世帯が含まれている可能性は否定できない。

しかしながら、本件選挙公報は、実質的に選挙人名簿に登録された者の属する世帯の約99.7%に対して配布され、配布されなかった世帯があったとしても、町委員会のホームページに本件選挙公報の電子データが掲載され、パソコンやスマートフォンでも閲覧可能な状態であったとともに、町内の各公共施設8箇所、町内の各郵便局3箇所及び町内の各駅3箇所に、町内の各投票所11箇所にも配架されていたことを踏まえると、当該世帯に属する選挙人が望めば本件選挙公報を目にすることができたと認められ、本件選挙公報の配布を受けず、かつ、目にすることもなかった選挙人の数は僅少であると考えられる。

それでも、審査申立人の主張を最大限勘案し、上記の本件選挙公報の配布がなされなかった可能性がある世帯に属する選挙人の全員（宮代町内の住民票上の全世帯15,891世帯から、本件選挙公報の配布を完了した15,848世帯を控除した、43世帯の選挙人全員）が、仮に本件当選人の投票数の次点の候補者に投票したと仮定したとしても、住民票上の全世帯15,891世帯のうち、15,848世帯に本件選挙公報が配布された事実を踏まえれば、本件当選人の得票数7,505票と次点の候補者の得票数3,810票の差である3,695票を覆すような影響があったとは到底考えられない。

以上のことから、法第205条第1項所定の、「選挙の規定」に違反し、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるということはできない。

### 3 結論

以上のとおり、本件選挙について、当選無効となる事由はなく、また、選挙の無効となる原因もないことは明らかである。

したがって、審査申立人の主張は理由がないことから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年2月27日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳  
委員 尾 前 健 三  
委員 菅 克 己

委員 西山 淳次

# 証拠物件提供者一覧

番号	提供者
1	宮代町選挙管理委員会
2	審査申立人
3	県選挙管理委員会

## 証拠物件等一覧

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
1	令和7年11月27日	令和7年9月12日	審査申立人	選挙公報委託契約書	
2	令和7年11月27日	令和7年10月16日	審査申立人	請求書	
3	令和7年11月27日	-	審査申立人	選挙公報配布先一覧（宮代町選挙管理委員会作成）	
4	令和7年11月27日	令和7年10月25日	審査申立人	選挙公報未配布先一覧（審査申立人作成）	
5	令和7年12月8日	令和7年12月8日	宮代町選挙管理委員会	選挙人証明	
6	令和7年12月22日	令和7年12月18日	宮代町選挙管理委員会	弁明書	
7	令和7年12月22日	平成12年6月15日	宮代町選挙管理委員会	宮代町選挙公報発行条例	
8	令和7年12月22日	令和7年9月12日	宮代町選挙管理委員会	選挙公報ポスティング業務における業務委託契約書の写し	
9	令和7年12月22日	令和7年10月16日	宮代町選挙管理委員会	選挙公報ポスティング業務における請求書の写し	
10	令和7年12月22日	-	宮代町選挙管理委員会	選挙公報ポスティング業務委託に係る仕様書	
11	令和7年12月22日	-	宮代町選挙管理委員会	選挙公報配布済世帯を確認する住宅地図	
12	令和7年12月22日	令和7年6月2日	宮代町選挙管理委員会	宮代町HP（選挙期日等の決定）	
13	令和7年12月22日	令和7年7月1日	宮代町選挙管理委員会	広報みやしろ7月号の抜粋	
14	令和7年12月22日	令和7年9月1日	宮代町選挙管理委員会	広報みやしろ9月号の抜粋	
15	令和7年12月22日	令和7年10月5日	宮代町選挙管理委員会	宮代町HP（宮代町長選挙関係）	
16	令和7年12月22日	-	宮代町選挙管理委員会	選挙公報配架場所一覧	
17	令和7年12月22日	令和7年9月30日	宮代町選挙管理委員会	宮代町長選挙の選挙期日決定告示	
18	令和7年12月22日	令和7年9月30日	宮代町選挙管理委員会	宮代町長選挙に係る立候補届出の告示	
19	令和7年12月22日	令和7年10月5日	宮代町選挙管理委員会	宮代町長選挙に係る選挙録	
20	令和7年12月22日	令和7年10月6日	宮代町選挙管理委員会	宮代町長選挙に係る当選人の告示	
21	令和7年12月22日	令和7年10月15日	宮代町選挙管理委員会	宮代町長選挙に係る異議申出書	
22	令和7年12月22日	令和7年11月12日	宮代町選挙管理委員会	宮代町長選挙に係る異議の申出に対する決定書	
23	令和7年12月22日	令和7年11月12日	宮代町選挙管理委員会	その他異議申出に対する決定を行うに当たり根拠とした資料一式	
24	令和7年12月20日	-	審査申立人	反論書	
25	令和7年12月22日	-	審査申立人	選挙公報配架場所一覧	
26	令和7年12月22日	-	審査申立人	広報みやしろ・選挙公報配架場所一覧	
27	令和7年12月22日	令和7年10月5日	審査申立人	宮代町HP（宮代町長選挙関係）	
28	令和7年12月22日	-	審査申立人	選挙公報	
29	令和7年12月22日	令和7年12月14日	審査申立人	ふれあいたうん杉戸宮代第32号	
30	令和7年12月12日	令和7年12月12日		処分庁（宮代町選挙管理委員会）への聴取結果について	
31	令和7年12月12日	令和7年12月12日		業者への聴取結果について	

No.	受領日	証拠日付	提供者	内容	備考
32	令和8年2月24日	-	県選挙管理委員会	口頭意見陳述聴取結果記録書	

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和八年三月六日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

# 令和7年度第3回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

## 1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

## 2 監査の対象

### （1）対象事務

令和6年度、令和7年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### （2）対象機関

地域機関 250 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

### （3）実施期間

令和7年10月17日～令和7年12月24日

## 3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

## 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

## 5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

### （1）指摘事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	福祉部	草加児童相談所	業務補助員1名に対する令和7年3月分の報償費について、支給決定額が17,600円のところで、誤って176,000円を支出したことは著しく不適切であった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 8件 (7機関)

番号	部局	機関	概要
1	企画財政部	川越比企地域振興センター	同センター東松山事務所で支出した交際費(懇親会費)について、懇親会に出席した職員が当日に私費での立替払を行い、その後、当該職員の個人口座への振替により精算したことは不適切であった。
2	県民生活部	男女共同参画推進センター支所	同支所の財務事務のうち、決裁区分が本所の所長であり、かつ専決指定されていない決裁について、支所長代決が常態化していたことは不適切であった。
3	保健医療部	高等看護学院	外部講師に支給する、駅等と同学院間の交通費について、講師謝金に含めて支給すべきところ、外部講師に対し職員用の乗車証を交付し、タクシー代を支払っていたことは不適切であった。
4	県土整備部	飯能県土整備事務所	「橋りょう架換工事(片柳二号橋補助水路敷設工)」及び「総選除)交付金(橋りょう維持)工事(越生大橋耐震補強工)」の工事請負契約について、契約額が当初契約に比べ3割を超えて増額となる変更契約の締結に当たり、契約保証金を変更後の請負金額の10分の1以上に増額変更すべきところ、増額していなかったことは不適切であった。
5	県土整備部	行田県土整備事務所	令和7年度の道路占用許可に基づく占用料1件について、次の点で不適切であった。 1 占用料の納付について、納期限経過後は、速やかに占用料の納付を促すべきところ、納期限経過後に占用者から占用場所が変更になる可能性があるとの相談を受けたことから、変更内容が示されるまで占用料の納付を保留にしていた。 2 納入通知書に指定された納期限を経過しても履行されない場合は、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過した後も督促状を発行していなかった。
6	都市整備部	大宮公園事務所	令和6年度の占用許可使用料1件及び公共料金使用料2件について、納入通知書に指定された納期限を経過しても履行されない場合は、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過した後も督促状を発行していなかったことは不適切であった。

7	教育委員会	熊谷女子高等学校	<p>令和6年度に締結した「locusプログラムを用いたデータサイエンス活用事業」について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 委託契約の仕様書では、項目として「Program I フィールドスタディ（来校型）」と定めており、プログラムの名称のみの記載にとどまっていた。</p> <p>本件契約は、学校と受託業者間で事前に業務内容の詳細を確認していたことから、契約内容の実施に支障は生じていないが、委託業務の詳細な内容が仕様書に記載されておらず、契約内容が対外的に不明確なまま契約を締結していた。</p> <p>2 本業務委託において、生徒の名簿を受託業者に提供していたが、契約書に個人情報保護に関する取扱いを定めておらず、業務従事者から個人情報に係る誓約書の写しの提出を求めていなかった。</p>
8	教育委員会	熊谷女子高等学校	<p>令和6年度に締結した「電気室接地設備改修工事」について、契約変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。</p>

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

## 別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、川口県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、男女共同参画推進センター、男女共同参画推進センター支所、消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、精神保健福祉センター、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、草加児童相談所
保健医療部	南部保健所、春日部保健所、鴻巣保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校
農林部	川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、花と緑の振興センター、茶業研究所、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	大宮公園事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育委員会	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、

	<p>熊谷図書館、久喜図書館、さきたま史跡の博物館、自然の博物館、文書館、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、入間向陽高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和工業高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮工業高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮武蔵野高等学校、小鹿野高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川越工業高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高等学校、久喜高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、坂戸西高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、進修館高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、所沢北高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、新座総合技術高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生実業高等学校、飯能高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、ふじみ野高等学校、本庄高等学校、三郷高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮南高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、鷺宮高等学校、蕨高等学校、上尾かしの木特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校、入間わかくさ高等特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、春日部特別支援学校宮代分校、川島ひばりが丘特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、久喜特別支援学校白岡分校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、狭山特別支援学校、狭山特別支援学校狭山清陵分校、秩父特別支援学校、戸田かけはし高等特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、三郷特別支援学校三郷北分校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和西警察署、大宮警察署、蕨警察署、川口警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、幸手警察署</p>

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和八年三月六日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
福祉部	福祉政策課	令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に締結した「県有施設（東地区）駐車場優先駐車区画塗装工事」ほか3件について、当初契約時の設計数量と施工実績に基づく実施数量に差が生じたため、変更契約を締結し契約金額を減額すべきところ、変更契約を行わずに当初契約の金額を支払ったことは著しく不適切であった。	<p>再発防止のため、課内関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 減額すべきだった額の返金について、契約の相手方4者と合意書を締結し、令和7年11月末日までに全ての返金を完了した。</li> <li>2 建設工事の設計図書に変更が生じた場合の正確な手続方法を習得するため、関係職員を対象に「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン等勉強会」を実施し、適正な事務処理の執行を徹底した。</li> <li>3 建設工事を実施する際には、契約手続に誤りがないか、手続の各段階で県土整備部に確認することとした。</li> <li>4 建設工事に係る契約進行管理チェックシートを作成し、設計変更が生じた場合などの手続に漏れや遅滞が生じないように進行管理を徹底することとした。</li> </ol>

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	春日部女子高等学校	令和7年12月12日 (第677号)	<p>令和7年度に締結した「埼玉県立春日部女子高等学校フィールドワーク及び成果発表会サポート業務委託」について、委託契約の仕様書では、業務内容として、「東武動物公園での活動の機会を確保し、探究の授業成果をフィールドワークで生かせるよう相手方企業と調整すること」、「成果発表会の会場として春日部市民文化会館を確保し、今年度の探究活動の成果を適切に評価できるよう評価基準を作成すること。また、成果発表会後の生徒、保護者等からの評価を集計すること」と定めており、業務概要のみの記載にとどまっていた。</p> <p>本件契約は、学校と受託業者間で事前に業務内容の詳細を確認していたことから、契約内容の実施に支障は生じていないが、委託業務の詳細な内容が仕様書に記載されておらず、契約内容が対外的に不明確なまま契約を締結していたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、校内関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務職員全員及び担当教諭が、出納総務課の財務研修資料や教育局財務課の契約書ひな形を活用し、委託契約の仕様書に業務内容を明確に記載する必要性について改めて理解を深め、意識共有を図った。</li> <li>2 生徒の学習活動に関係する委託業務の仕様書については、執行伺の起案前に担当教諭が内容を確認した上で、執行伺の決裁過程で教頭および起案者以外の事務職員に回議することとし、具体的な業務内容が仕様書に反映されているか確認する体制を整えた。</li> <li>3 財務に関するチェックシート（契約編）に「仕様書において業務内容（数量等）が具体的に示されているか」の確認欄を追加し、決裁権者の校長ほか、事務長が仕様書の具体性を確認する体制を整えた。</li> </ol>

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき  
監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報  
告を次のとおり公表する。

令和八年三月六日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

# 令和7年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

## 1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

## 2 特定事務（テーマ）の設定

大規模スポーツイベントのレガシー継承について

（設定理由）

本県では、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会といった、世界的に注目される大規模スポーツイベントが連続して開催された。開催に当たっては、大会への気運醸成や円滑な大会運営に向けての様々な取組が行われ、スポーツ振興、国際交流、文化交流、地域活性化などの様々なレガシーが生まれた。こうしたレガシーは、県のスポーツ振興施策等で生かされ、次世代に適切に継承していくことが求められる。

また、令和8年11月には、「ねんりんピック彩の国さいたま2026」（以下「ねんりんピック」という。）の開催が予定されている。大会目標の一つとして、「スポーツへの関心や感動を共有し、本県で開催されたラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを次世代にしっかり引き継げる大会」が掲げられており、レガシーを踏まえた、いつまでも心に残る大会の開催が期待される所である。

そこで、本監査においては、これまでの定期監査とも連動させながら、「大規模スポーツイベントのレガシー継承について」をテーマとする。

## 3 監査の着眼点

監査対象機関の事務の執行等についての監査は、本テーマに係る以下の項目について、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施する。

- ア 県有施設について、大会後もスポーツイベント等で有効活用されているか
- イ 大会後レガシーを継承してどのようなスポーツ振興が図られているか
- ウ 大会を契機とした次世代への教育等についてどのような取組が行われているか
- エ ねんりんピックの開催準備に当たり大会レガシーを適切に継承しているか

## 4 監査の実施

（1）職員予備監査対象機関

本テーマに係る機関として、以下の5機関を対象とする。

所管部局	監 査 対 象 機 関
県民生活部	スポーツ振興課
福祉部	ねんりんピック推進課
都市整備部	都市整備政策課、公園スタジアム課
教育委員会	義務教育指導課

(2) 委員監査対象機関

(1) の職員予備監査の結果を踏まえ、以下の4機関を対象とする。

所管部局	監 査 対 象 機 関
県民生活部	スポーツ振興課
福祉部	ねんりんピック推進課
都市整備部	公園スタジアム課
教育委員会	義務教育指導課

(3) 監査の実施

基準第9条ないし第13条の規定を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

区分	実施時期	実施方法
職員予備監査	令和7年11月19日～令和7年12月17日	書面
委員監査	令和8年1月26日	実地

(5) 実施期間（全体）

令和7年8月26日～令和8年2月4日

## 5 監査結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項及び監査結果の報告に添える意見は、次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

(3) 監査結果の報告に添える意見 4件 (4機関)

本監査の着眼点を踏まえ、「大規模スポーツイベントのレガシー継承について」に係る意見4件を以下のとおり添える。

番号	部局	機関	意見内容
1	都市整備部	公園スタジアム課	<p><b>【施設の有効活用】</b></p> <p>・熊谷スポーツ文化公園ラグビー場及び埼玉スタジアム2002は、国内でも有数の大型専用競技施設として、ラグビーワールドカップ、オリンピック開催後も数多くの大規模な大会が開催されるなど、大会のレガシーにふさわしい施設となっている。</p> <p>一方で、近年、全国で新しい球技専用競技施設が建設されており、両施設が、他の施設に比べどのようにより優位性を保っていくかが課題となってくる。</p> <p>そのためには、主催者や観戦者など（以下「施設利用者」という。）のニーズや時代のトレンドを踏まえた観戦環境の更なる向上が必要である。</p> <p>今後とも、両施設が引き続き選ばれ、満足度の高い施設となるよう、施設利用者や指定管理者などの意見を聴きながら、適切な維持管理に努めるとともに、国際大会を含めた大規模試合の誘致やスポーツに関連するイベントの開催など施設の効率的・効果的な管理運営に取り組んでいただきたい。</p> <p>・両施設は、地域のシンボリックな施設であり、大会のレガシーを継承する上でも、その積極的な活用が求められる。</p> <p>指定管理者、各種競技団体、地元自治体等と連携を図り、地域の活性化に貢献できるような施設の有効活用を図っていただきたい。</p>
2	県民生活部	スポーツ振興課	<p><b>【ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催後のスポーツ振興】</b></p> <p>・ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「両大会」という。）は、選手の活躍や気運の醸成により、県民に大きな夢と希望を与え、スポーツへの関心を高める大きな契機となった。</p> <p>スポーツ振興課では、スポーツ推進計画に基づく各施策に取り組むとともに、子供から高齢者まで、また、障害の有無にかかわらず誰もが楽しむことのできるスポーツの機会の提供に関する取組を実施している。</p> <p>両大会のレガシーをスポーツ振興に生かし、スポー</p>

		<p>ツに関する環境の変化や県民のニーズを的確に捉えながら、例えば、日本でファンが急増し、市場規模も大きく拡大している「eスポーツ」や、子供から高齢者まで楽しめる競技など様々なスポーツの機会の提供に努めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、「スポナビ！サイタマ！」や「すぽったま！」などにより県内スポーツの積極的な情報発信に取り組んでいるが、県民がスポーツに関する情報を入手するためには、スマートフォンサイト、SNSでの情報発信も効果的である。</li> </ul> <p>サイトの見やすさや欲しい情報などについて、県民の声を聴き、必要に応じて改善を加えることで内容の充実に取り組んでいただきたい。また、情報発信ツールはもとより、あらゆる機会を捉え、県内スポーツの積極的な情報発信に取り組み、スポーツの振興に努めていただきたい。</p>
3	<p>教育委員会 県民生活部</p>	<p>義務教育指導課 スポーツ振興課</p> <p><b>【大会レガシーの次世代への継承】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育局では、「両大会は、子供たちが成長し、生涯にわたる「かけがえのない財産」をつくる絶好の機会である」と捉え、次代に語り継がれるレガシー創出事業として、競技種目や参加国、日本の伝統・文化についての理解を深める教育プログラムの開発を行った。開発したプログラムは実践事例集として県内小学校で活用するなど、教育面で重要な役割を果たした。</li> <li>現在は、「埼玉の子ども70万人体験活動」として、本教育プログラムを活用して体験学習などを実施しているが、各学校が適切に活用するためには、プログラムの継続した周知及び啓発に取り組んでいく必要がある。</li> <li>大規模な国際大会は、今年開催される冬季オリンピック・パラリンピックを始め、毎年のように世界各国で開催される。このような機会を捉え、両大会を通じて開発した教育プログラムが、今後も積極的に活用され、両大会のレガシーとして子供たちへ引き継げるよう、より効果的な周知及び活用に努めていただきたい。</li> <li>・スポーツ振興課では、将来、国際大会等で活躍する次世代を担うアスリートの輩出を目指し、ジュニア世代の発掘からトップアスリートへの育成までを含めた一貫した支援に取り組んでいる。こうした、スポーツ科学を活用したトップアスリート輩出事業は、埼玉に生まれ育つ子供たちの夢を叶えるとともに、両大会のレガシーを次世代に引き継ぐためにも意義のある取組である。</li> <li>本取組については、子供たちを含めた幅広い世代に対し、一層のPRに努めていただきたい。</li> <li>今後も、関係スポーツ団体などと、より強固な連携を図り、次世代を担うトップアスリートの輩出に向け、更なる支援策の充実に取り組んでいただきたい。</li> </ul>

4	福祉部 ねんりんピック 推進課	<p><b>【大会レガシーのねんりんピックへの継承】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両大会は、県民の関心も高く、また、様々な機会を捉え気運醸成に取り組んだ結果、多くの方々の心に残る大会となった。</li> </ul> <p>本県でのねんりんピック開催に当たっての大会目標にあるとおり、両大会のレガシーを次世代に引き継ぐ大会とすることは、大変意義のあることである。</p> <p>ねんりんピック推進課では、レガシー継承の一つとしてスポーツへの関心を高め大会の気運醸成を図ることであるが、気運醸成のためには、高齢者のみならず全世代に向けた大会の周知と普及啓発が大変重要である。</p> <p>一方で、ねんりんピック開催に当たっては、県民の認知度向上を図ることが課題となっており、今後の一層のPR活動が期待される場所である。</p> <p>今年11月の開催に向け、周知と普及啓発の取組をより一層加速していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県での大会開催を盛り上げ成功に導くためには、ボランティアの活躍が必要不可欠であり、そのためには、ボランティア参加者が自身の役割を十分に理解して活動いただくとともに、楽しく活動できる体制作りが重要となる。</li> </ul> <p>両大会での心のこもったおもてなしのマインドを継承し、大会に関わる全ての方々の心に残る活動となるよう取り組んでいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねんりんピック終了後は、両大会のレガシーに加え、ねんりんピックで生まれた新たなレガシーを継承していくことが重要である。そのためにも、効果的な記録の保全と活用に努めていただきたい。また、これらの大会を通じて育まれた経験値や知識、ノウハウなどは、今後の大規模イベントに当たり大きな財産となるため、適切に引き継いでいただきたい。</li> </ul>
---	-----------------------	--

<参考：監査結果の報告に添える意見>

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの

イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

ウ その他監査委員が必要と認めるもの